

消防法施行令（抄）

（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）

最終改正：平成 27 年 3 月 6 日政令第 68 号

第 6 条（防火対象物の指定）

法第 17 条第 1 項の政令で定める防火対象物は、別表第 1 に掲げる防火対象物とする。

第 7 条（消防用設備等の種類）

法第 17 条第 1 項の政令で定める消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備及び避難設備とする。

② 前項の消火設備は、水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

1 消火器及び次に掲げる簡易消火用具

イ 水バケツ

ロ 水槽

ハ 乾燥砂

ニ 膨張ひる石又は膨張真珠岩

2 屋内消火栓設備

3 スプリンクラー設備

4 水噴霧消火設備

5 泡消火設備

6 不活性ガス消火設備

7 ハロゲン化物消火設備

8 粉末消火設備

9 屋外消火栓設備

10 動力消防ポンプ設備

③ 第 1 項の警報設備は、火災の発生を報知する機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

1 自動火災報知設備

1 の 2 ガス漏れ火災警報設備（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスの漏れを検知するためのものを除く。以下同じ。）

2 漏電火災警報器

3 消防機関へ通報する火災報知設備

- 4 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備
- イ 非常ベル
 - ロ 自動式サイレン
 - ハ 放送設備
- ④ 第1項の避難設備は、火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。
- 1 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具
 - 2 誘導灯及び誘導標識
- ⑤ 法第17条第1項の政令で定める消防用水は、防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水とする。
- ⑥ 法第17条第1項の政令で定める消火活動上必要な施設は、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備とする。
- ⑦ 第1項及び前2項に規定するもののほか、第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、法第17条第1項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設とする。

第8条（通則）

防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

第9条

別表第1（16）項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項（（16）項から（20）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この節（第12条第1項第3号及び第10号から第12号まで、第21条第1項第3号、第7号、第10号及び第14号、第21条の2第1項第5号、第22条第1項第6号及び第7号、第24条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号、第25条第1項第5号並びに第26条を除く。）の規定の適用については、当該用途に供される1の防火対象物とみなす。

第9条の2

別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ又は（16）項イに掲げる防火対象物の地階で、同表（16の2）項に掲げる防火対象物と一体を成すものとして消防長又は消防署長が指定したものは、第12条第1項第6号、第21条第1項第3号（同表（16の2）項に係る部分に限る。）、第21条の2第1項第1号及び第24条第3項第1号（同表（16の2）項に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表（16の2）

項に掲げる防火対象物の部分であるものとみなす。

第 3 2 条

この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

第 3 3 条（総務省令への委任）

この節に定めるもののほか、消防用設備等の設置方法の細目及び設置の標示並びに点検の方法その他消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第 3 4 条（適用が除外されない消防用設備等）

法第 1 7 条の 2 の 5 第 1 項の政令で定める消防用設備等は、次の各号に掲げる消防用設備等とする。

- 1 簡易消火用具
- 2 自動火災報知設備（別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項から（17）項までに掲げる防火対象物に設けるものに限る。）
- 3 ガス漏れ火災警報設備（別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物並びにこれらの防火対象物以外の防火対象物で第 2 1 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げるものに設けるものに限る。）
- 4 漏電火災警報器
- 5 非常警報器具及び非常警報設備
- 6 誘導灯及び誘導標識
- 7 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であつて、消火器、避難器具及び前各号に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

第 3 4 条の 2（増築及び改築の範囲）

法第 1 7 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号及び第 1 7 条の 3 第 2 項第 2 号の政令で定める増築及び改築は、防火対象物の増築又は改築で、次の各号に掲げるものとする。

- 1 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が千平方メートル以上となることとなるもの
- 2 前号に掲げるもののほか、工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が、基準時における当該防火対象物の延べ面積の 2 分の 1 以上となることとなるもの

- ② 前項の基準時とは、法第17条の2の5第1項前段又は法第17条の3第1項前段の規定により第8条から第33条までの規定若しくはこれらに基づく総務省令又は法第17条第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受けない別表第1に掲げる防火対象物における消防用設備等について、それらの規定（それらの規定が改正された場合にあっては、改正前の規定を含むものとする。）が適用されない期間の始期をいう。

第34条の3（大規模の修繕及び模様替えの範囲）

法第17条の2の5第2項第2号及び第17条の3第2項第2号の政令で定める大規模の修繕及び模様替えは、当該防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えとする。

第34条の4（適用が除外されない防火対象物の範囲）

- 法第17条の2の5第2項第4号の政令で定める複合用途防火対象物は、別表第1（16）項イに掲げる防火対象物とする。
- 2 法第17条の2の5第2項第4号の多数の者が出入するものとして政令で定める防火対象物は、別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16の3）項に掲げる防火対象物のうち、百貨店、旅館及び病院以外のものとする。

第35条（消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等）

法第17条の3の2の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

- 1 次に掲げる防火対象物
 - イ 別表第1（2）項ニ、（5）項イ及び（6）項ロに掲げる防火対象物
 - ロ 別表第1（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
 - ハ 別表第1（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
- 2 別表第1（1）項、（2）項イからハまで、（3）項、（4）項、（6）項イ、ハ及びニ、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項並びに（16の3）項に掲げる防火対象物（前号ロ及びハに掲げるものを除く。）で、延べ面積が3百平方メートル以上のもの
- 3 別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が3百平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの
- 4 前3号に掲げるもののほか、別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存す

る防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、1）以上設けられていないもの

- ② 法第17条の3の2の政令で定める消防用設備等又は法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）は、簡易消火用具及び非常警報器具とする。

第36条（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）

法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第1（20）項に掲げる防火対象物とする。

- ② 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

- 1 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- 2 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの
- 3 前2号に掲げるもののほか、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、1）以上設けられていないもの

第36条の2（消防設備士でなければ行つてはならない工事又は整備）

法第17条の5の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事は、次に掲げる消防用設備等（第1号から第3号まで及び第8号に掲げる消防用設備等については電源、水源及び配管の部分を除き、第4号から第7号まで及び第9号から第10号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。）又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等（これらのうち、次に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限り、電源、水源及び配管の部分を除く。次項において同じ。）の設置に係る工事とする。

- 1 屋内消火栓設備

- 2 スプリンクラー設備
- 3 水噴霧消火設備
- 4 泡消火設備
- 5 不活性ガス消火設備
- 6 ハロゲン化物消火設備
- 7 粉末消火設備
- 8 屋外消火栓設備
- 9 自動火災報知設備
- 9の2 ガス漏れ火災警報設備
- 10 消防機関へ通報する火災報知設備
- 11 金属製避難はしご（固定式のものに限る。）
- 12 救助袋
- 13 緩降機
- ② 法第17条の5の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備は、次に掲げる消防用設備等又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等の整備（屋内消火栓設備の表示灯の交換その他総務省令で定める軽微な整備を除く。）とする。
 - 1 前項各号に掲げる消防用設備等（同項第1号から第3号まで及び第8号に掲げる消防用設備等については電源、水源及び配管の部分を除き、同項第4号から第7号まで及び第9号から第10号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。）
 - 2 消火器
 - 3 漏電火災警報器

第37条（検定対象機械器具等の範囲）

法第21条の2第1項の政令で定める消防の用に供する機械器具等は、次に掲げるもの（法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの、輸出されるもの（輸出されるものであることについて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の承認を受けたものに限る。）又は船舶安全法若しくは航空法（昭和27年法律第231号）の規定に基づく検査若しくは試験に合格したものを除く。）とする。

- 1 消火器
- 2 消火器用消火薬剤（二酸化炭素を除く。）
- 3 泡消火薬剤（総務省令で定めるものを除く。別表第3において同じ。）
- 4 火災報知設備の感知器（火災によつて生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。）又は発信機
- 5 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備（総務省令で定めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。）に使用する中継器（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中

継器を含む。別表第 3 において「中継器」という。)

- 6 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。別表第 3 において「受信機」という。)
- 7 住宅用防災警報器
- 8 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- 9 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備（次号において「スプリンクラー設備等」という。）に使用する流水検知装置（別表第 3 において「流水検知装置」という。)
- 10 スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁（配管との接続部の内径が 3 百ミリメートルを超えるものを除く。別表第 3 において「一斉開放弁」という。)
- 11 金属製避難はしご
- 12 緩降機